

船舶事故調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年1月15日（日） 09時46分ごろ～15時06分ごろの間）
発生場所	不明（和歌山県海南市沖～和歌山県和歌山下津港海南第2区の海岸の間）
事故調査の経過	平成24年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{わしゅう} 和周丸、5トン未満 252-13215和歌山、個人所有 7.95m (Lr) × 2.12m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、66kW、昭和60年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年4月28日 免許証交付日 平成19年4月9日 (平成24年4月27日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年1月15日08時00分ごろ和歌山県海南市黒江の船だまりを出航した。 船長は、09時46分ごろ別の船で釣りに出掛けた友人と携帯電話で連絡を取ったが、11時33分ごろ同友人が携帯電話を掛けたときには電話に出なかった。 和歌山海上保安部は、15時06分ごろ、付近を航行中のプレジャーボートから、本船が海南市冷水 ^{しみず} の海岸にプロペラが回ったまま乗り揚げている旨の通報を受けて出動し、16時43分ごろ本船の操舵室囲いの右舷側に設置された網や釣り糸等の巻き揚げ用のローラーに左腕が巻き込まれた状態の船長を発見した。 船長は、心肺停止状態であり、死後硬直が認められたことから病院搬送はされず、海南警察署に引き渡された。 船長の死因は、胸部圧迫による窒息死と検案された。 (写真1 巻き揚げ用のローラー 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1～3 海象：海上 平穏

その他の事項	<p>船長は、10年以上前に本船を購入し、土、日曜日又は祝日に月2回程度、1人又は友人等に乗せて釣りに出ている。</p> <p>船長は、釣りをするときには専らトローリングをしていた。</p> <p>船長の家族は、携帯電話の着信音が本船のエンジン音で聞こえない場合があると船長から聞いたことがあった。</p> <p>本船発見場所は、和歌山下津港海南第2区の海岸（北緯34°08.43′、東経135°10.78′の地点）であった。</p> <p>船長は、ゴム手袋ごと左手がローラーに巻き込まれ、ローラーを中心に前転するような形で上半身も巻き込まれた状態で発見された。</p> <p>船長は、発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、胸部圧迫による窒息死であった。</p> <p>本船は、09時46分ごろ船長が友人と携帯電話で連絡を取ったのち、15時06分ごろ冷水の海岸に乗り揚げているところを発見され、船長が、ローラーと釣り糸の間にゴム手袋ごと左手が巻き込まれ、ローラーを中心に前転するような形で上半身も巻き込まれた状態であったので、この間において、海南市沖でトローリング中、船長が、ローラーに巻き込まれたことから、胸部圧迫により窒息死した可能性があると考えられるが、左腕が巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、海南市沖においてトローリング中、船長が、ローラーと釣り糸の間にゴム手袋ごと左手が巻き込まれ、ローラーを中心に前転するような形で上半身も巻き込まれたため、発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻き揚げ用のローラーを作動させているときは、ローラーと釣り糸の間に手袋などが巻き込まれる虞があるので注意すること。 	

写真1 巻き揚げ用のローラー

ローラー

